

令和6年度分の住民税が新たに 非課税 または
均等割のみ課税 となった世帯の皆さまへ

物価高騰重点対策世帯支援給付金 (10万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

● 令和5年度給付金(①②)を受給した世帯は給付対象外となります。

- ①物価高騰重点対策世帯支援給付金【住民税非課税世帯】
- ②物価高騰重点対策世帯支援給付金【住民税均等割のみ課税世帯】

※未申請の世帯や受給辞退された世帯も含まれます。



給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

役場が確認書(または申請書)
を受理した日から3週間後が
目安です。

支給対象世帯

令和6年度の住民税が**新たに**
「住民税均等割が非課税」又は
「住民税均等割のみ課税」の世帯
(令和6年6月3日時点で住民登録のある世帯)



役場から確認書が送付されます
(要返送)
申請期間：令和6年9月30日(月)
※一部申請が必要な場合があります

支給手続や支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

令和6年度の住民税が新たに非課税又は均等割のみ課税となった世帯

※但し、住民税が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯（専業専従者等を含む）は対象外です

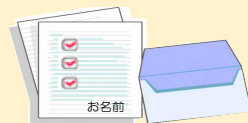
I 世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

●対象となる世帯には、役場から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

●中身を確認して、役場に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②口座番号が記載されていない場合は、本人確認書類と受取口座通帳の写しを同封してください
- ③住民税が課されている者の扶養親族のみの世帯ではないこと



II 世帯の中に、**令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合**

転入した人の住民税課税状況が確認できず給付金の対象世帯かどうか判断できないため、
せたな町から書類は郵送されません。

●給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

次のものを準備し、申請窓口で申請してください。

【必要書類】

- ①給付金申請書（役場担当窓口にあります）
- ②令和6年1月1日時点で住民票があった自治体が発行する住民税非課税又は住民税均等割のみ課税であることが確認できる証明書の写し（課税証明書等）
- ③申請者本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）
- ④受取口座を確認できる書類の写し（通帳やキャッシュカードなど金融機関・口座番号・口座名義人が確認できるもの）



物価高騰重点対策世帯支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合はお住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（＃9110）にご連絡ください。



お問い合わせ

せたな町役場 保健福祉課社会福祉係



0137-84-5984

受付時間 平日8:30～17:15